

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-1-6
処分の種類	計量証明事業の登録の取消等			
根拠法令条例等・条項	計量法第113条			
処分の概要	計量証明の適正な実施を確保するための諸規定に違反した計量証明事業者の登録取消し等			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>○計量法第113条 都道府県知事は、計量証明事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。</p> <p>一 次条において準用する第62条第1項又は第116条の規定に違反したとき。</p> <p>二 次条において準用する第92条第1項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。</p> <p>三 第110条第2項又は第111条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>四 第110条第1項の規定による届出に係る事業規程を実施していないと認めるとき。</p> <p>五 前各号に規定する場合のほか、計量証明の事業について不正の行為をしたとき。</p> <p>六 不正の手段により第107条の登録を受けたとき。</p> <p>【参照規定】</p> <p>第62条第1項(登録申請書記載事項変更の届出義務)</p> <p>第116条(計量証明検査受検義務)</p> <p>第92条第1項第1号又は第3号(法律違反、命令違反)</p> <p>第110条第2項(事業規程変更命令)</p> <p>第111条(事業規程適合命令)</p> <p>第110条第1項(届出事業規程)</p> <p>第107条(計量証明の事業の登録)</p>			
基準の制定根拠	—			